

償却資産（固定資産税）の申告について

固定資産税における償却資産とは、個人や法人で事業を営んでいる方が、その事業に用いている構築物、機械、器具備品等のことをいいます。償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在その資産の所在する市町村へ、該当償却資産の状況（資産の種類、取得価額、取得時期、耐用年数など）について、毎年1月末日までに申告する必要があります。（地方税法第383条）

償却資産の申告書は12月中旬に各個人または法人へお送りします。申告のご案内がない方でも、申告書の提出が必要と思われる方は、送付いたしますので美波町役場税務課固定資産税係（電話：0884-77-3615）までご連絡ください。

○償却資産対象資産

会社や個人が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の有形の固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの。

○申告書提出期限

令和4年1月31日（月）まで

○提出方法

- 1) 電子申告（eLTAX）
- 2) 美波町役場税務課へ持参または郵送



●郵送先

〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18-1
美波町役場 税務課 固定資産税係

土地の異動や家屋を新築または取り壊した場合は届出をお願いします

固定資産税の基準日は毎年1月1日となり、この日の現況・所有者等で賦課いたします。特に、家屋を取り壊した場合については、役場税務課へ家屋滅失届を提出してください。この届出がない場合、固定資産課税台帳から登録が抹消されず、固定資産税が課税されたままとなることがあります。また、登記されている家屋を取り壊した場合や土地の異動については、法務局で滅失登記及び登記をされますようお願いいたします。



【お問い合わせ】 税務課固定資産税担当 ☎ 0884-77-3615

新成人の皆さまへ

20歳になったら国民年金

国民年金は、「年をとったとき」「病気や事故で障害が残ったとき」「家族の働き手が亡くなったとき」に、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。20歳以上60歳未満の方は加入することが義務付けられており、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。

1 point

将来の大きな支え

国民年金は20歳から60歳までの方が加入し保険料を納める制度です。年金の給付は生涯にわたって保障されます。



2 point

老後のためだけではない

「障害年金」：病気や事故で障害が残ったとき受取れます。
「遺族年金」：加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族が受取れます。



●国民年金保険料 Q & A

国民年金保険料について解説します。詳細は下記までお問い合わせください。

Q：毎月の保険料は？

A：1カ月当たりの保険料 16,610円（令和3年度）

Q：年金を多く受取れる制度ってないの？

A：付加年金制度や国民年金基金があります。付加年金制度は、定額保険料に月額400円の付加保険料を上乘せして納めると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算される制度です。

Q：保険料の割引ってないの？

A：保険料をまとめて前払いすると、割引が適用されるのでおトクです。

Q：保険料の支払い方法は？

A：納付書・口座振替・クレジットカード払いがあります。口座振替を利用すると、金融機関等に行く手間と時間が省け、納め忘れも防ぐことができます。

Q：保険料を猶予してくれる制度はないの？

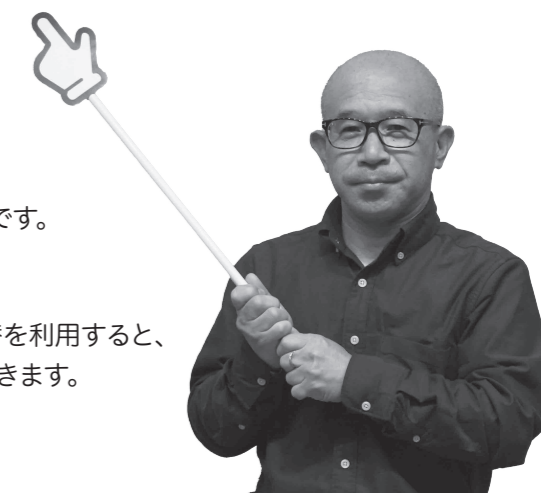
A：「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」の2種あります。

▶学生納付特例制度

学生の方は、ご本人の所得が一定額以下の場合、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

▶納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予される制度です。



【国民年金のご相談・お手続きについて】

徳島南年金事務所 ☎ 088-652-3114、役場住民生活課 ☎ 77-3613